

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成27年1月7日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

『新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)』

(2) 業務内容

この業務は、世田谷区立小学校にある新BOP学童クラブ児童の間食(児童用おやつ)として1人1食単価60円(税込)、1週あたり300円(実施日が5日の場合)で週単位のメニューを作成し、区の指示する数量を準備し各新BOPに納品するものである。この業務の実施にあたっては、64ヶ所の新BOP学童クラブを4ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する予定である。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと
- (3) 国税及び地方税について未納がないこと
- (4) 過去に世田谷区立小学校、保育園、幼稚園等の児童施設(教育施設含む)に食品の納入実績があること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務意欲・業務理解

業務意欲が感じられ、児童に提供する間食であることに対する理解があるか。

(2) 業務実績

類似業務の受注実績があるか。

(3) 間食内容・間食対応

量や質など児童に相応しいメニュー選定となっているか。アレルギー児童への対応は十分か。

(4) 商品管理・原材料や賞味期限等の確認方法について

商品管理、衛生管理、原材料や賞味期限等の確認は十分に行われているか。

(5) 配送力

配送地域は世田谷区全地域可能かどうか。また、配達日や配達時間を厳守し、配達ができるか。

(6) メニュー構成力

間食内容は、1週間で300円(実施日は5日間を想定)のメニューとして充実しているか。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話 03-5432-2308 ファクシミリ 03-5432-3016

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成27年1月7日(水)から平成27年1月21日(水)まで

イ 交付場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 交付方法 (1)の窓口で配布

*世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成27年1月21日(水)午後3時

イ 提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 直接持参もしくはファクシミリで送信。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成27年2月9日(月)午後3時

イ 提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は、説明書(『世田谷区新BOP学童クラブ用間食「菓子類」』購入 募集要領)による。